

回収情報提供システム 相談・問い合わせ先

●食品衛生法に関すること(※前橋市、高崎市については、各市の保健所へお問い合わせください。)

名称	住所	電話番号	管轄地域
渋川保健福祉事務所	渋川市金井394	0279-22-4166	渋川市、北群馬郡
伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎市下植木町499	0270-25-5066	伊勢崎市、玉村町
安中保健福祉事務所	安中市高別当336-8	027-381-0345	安中市
藤岡保健福祉事務所	藤岡市下戸塚2-5	0274-22-1420	藤岡市、多野郡
富岡保健福祉事務所	富岡市田島343-1	0274-62-1541	富岡市、甘楽郡
吾妻保健福祉事務所	吾妻郡中之条町大字西中之条183-1	0279-75-3303	吾妻郡
利根沼田保健福祉事務所	沼田市薄根町4412	0278-23-2185	沼田市、利根郡
東部保健福祉事務所	太田市西本町41-34	0276-31-8241	太田市
桐生保健福祉事務所	桐生市相生町二丁目351	0277-53-4131	桐生市、みどり市
館林保健福祉事務所	館林市大街道一丁目2-25	0276-72-3230	館林市、邑楽郡

※前橋市保健所…前橋市朝日町三丁目36-17 (027-220-5778)
高崎市保健所…高崎市高松町5-28 (027-381-6116)

●農薬取締法に関すること

名称	住所	電話番号	管轄地域
県庁技術支援課	前橋市大手町1-1-1	027-226-3038	全県

- ※1 ここでいう「食品関係事業者」とは、「食品等の製造、輸入、加工又は販売を業とする法人その他の団体または個人」をさします。(農業者、農業協同組合等についても、食品等の販売等を反復継続して(業として)行っている場合は、「食品関係事業者」に該当します。)
また、製造者等の表示義務のある食品等を回収する場合には、当該食品の回収を主体となって行う者であり、「製造者又は加工者(輸入品にあつては、輸入業者)」「表示上の販売者」のいずれかに該当する必要があります。
なお、県内事業者が行う回収情報のほか、他の都道府県等から提供を受けた情報(県外事業者が行う回収情報)についても、原則として提供します。
- ※2 ① 対象に合致する場合であっても、販売先が特定されている場合、回収食品等を特定できる情報が得られない場合については、県民に対して情報提供する意味合いが薄いため、原則として掲載の対象としません。
② 回収命令等による回収情報については、本システムで情報提供することは、本システムの趣旨に沿うものであることから情報提供することとしています。
- ※3 食品衛生法違反もしくはそのおそれがある事例であっても、表示基準違反に係るものは食品衛生法において回収命令等の適用がないことから、原則的には対象外としますが、以下に掲げるアからウに該当するものについては「健康への悪影響又はそのおそれがあるもの」として、情報提供することとしています。
ア 事業者が、アレルギー原因物質(食品衛生法施行規則に定める特定原材料)やアスパルテム(ラーフェニルアラニン化合物)の表示が欠落した食品等を自主回収する場合
イ 事業者が、賞味期限又は消費期限を本来の設定より長く表示してしまった食品等を自主回収する場合及び期限表示の欠落や印字不良により食品等を自主回収する場合
ウ 事業者が、保存基準の定められている食品等の保存方法の表示を本来の設定より高い温度で表示してしまった食品等を自主回収する場合
- ※4 具体的には、
①有症苦情の原因と疑われる食品 ②食品衛生法に基づく回収命令又は書面による指導を受けた食品と同様の違反が疑われる食品 ③注意喚起表示がなく、アレルギー物質がコンタミネーション(原材料として使用していないのにアレルギー物質(食品衛生法施行規則等に定める特定原材料及び特定原材料に準ずるもの)が意図せず、ごく微量、最終食品に混入してしまうこと)してしまった食品 ④食品衛生法に定める特定原材料に準ずるアレルギー物質の表示が欠落した食品 ⑤消費期限又は賞味期限切れの食品を販売してしまった場合 ⑥県が監視指導業務において「自主回収」について提案を行っている場合(当該食品が食品衛生法等に違反していない場合であっても、監視指導業務との連携を高めるという観点から、掲載の対象とします。)
⑦残留基準値以内であったが無登録農薬の使用が確認された野菜等(県農薬条例では、無登録農薬の使用が確認されたときは当該農産物の回収の勧告をすることができることから、条例の趣旨に基づき本システムにおいても提供を行います。また、条例でいう「その他農産物の安全に著しい影響を及ぼすおそれのある農薬」の使用が確認されたときも同じ扱いとします。)
⑧記帳確認により農薬使用基準違反が判明した場合(違反の判明時点では、残留状況が不明であるため基準値内であるかどうかの判断はできないが、「健康への悪影響を未然に防ぐ」観点から掲載の対象とします。)等の自主回収事例が考えられます。

自主回収情報については

ご活用ください!

食品等回収情報提供システム

食品等回収情報提供システムは、食品関係事業者が自主回収に着手した際、群馬県ホームページをとおして、自主回収情報を提供するためのしくみです。



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

食品等回収情報提供システムとは

迅速・正確な情報提供により、健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品等の早期回収を促進することで、健康への悪影響を未然防止します。

県民が情報を収集しやすい環境を整備

食品事業者による情報提供を支援

食品等回収情報提供システムはこんな制度です。

群馬県では、健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品等を速やかに流通から排除し、健康への被害を未然に防止するため、県ホームページにおいて「事業者による自主回収情報」を提供する「食品等回収情報提供システム」を設置しています。

事業者の情報提供の場として、また県民の情報収集の場として、皆さん御活用ください。

食品関係事業者の皆さんにとっては

情報提供の場のひとつとして御利用いただけます。

「自主回収」を主体となって行う県内の食品関係事業者が利用できます

情報掲載の対象となる「自主回収」

県内に流通している食品等について、次のような自主回収を行う場合が対象となります。^{※2}

- (1) 食品衛生法に違反もしくはそのおそれがあり、その内容が健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品等を自主回収する場合^{※3}
- (2) その他、健康への悪影響を未然に防止する観点から自主回収を行う場合^{※4}

例えばこんな事例です

- ・食品にカビが発生していた
- ・食品添加物の使用基準に不適合
- ・アレルギー物質の表示が漏れてしまった
- ・期限表示を長く記載してしまった など

対象となる「食品等」とは？

- ・すべての飲食物（医薬品・医薬部外品を除く）
- ・食品添加物
- ・器具（例：食器、箸等）
- ・食品の容器包装（例：ビン、缶等）

文中の※印については、このパンフレットの最後のページをご覧ください。

掲載期間 掲載期間は原則として回収開始日から3か月間です。

ただし、①賞味期限から1か月経過したもの、②消費期限から1週間を経過したもの、③食品等の回収の終了が確認されたものについては、削除となります。

掲載費用は無料です

本システムの利用についての御相談先

地域を管轄する保健福祉事務所などに、御相談ください。
(詳しくはこのパンフレットの最後のページをご覧ください)

消費者の皆さんにとっては

インターネットでいつでも情報にアクセスできます。

「食品等回収情報提供システム」の掲載情報は県ホームページ上で公開されています。以下の掲載アドレスにアクセスいただくことで、いつでも、どなたでもご覧になれます。

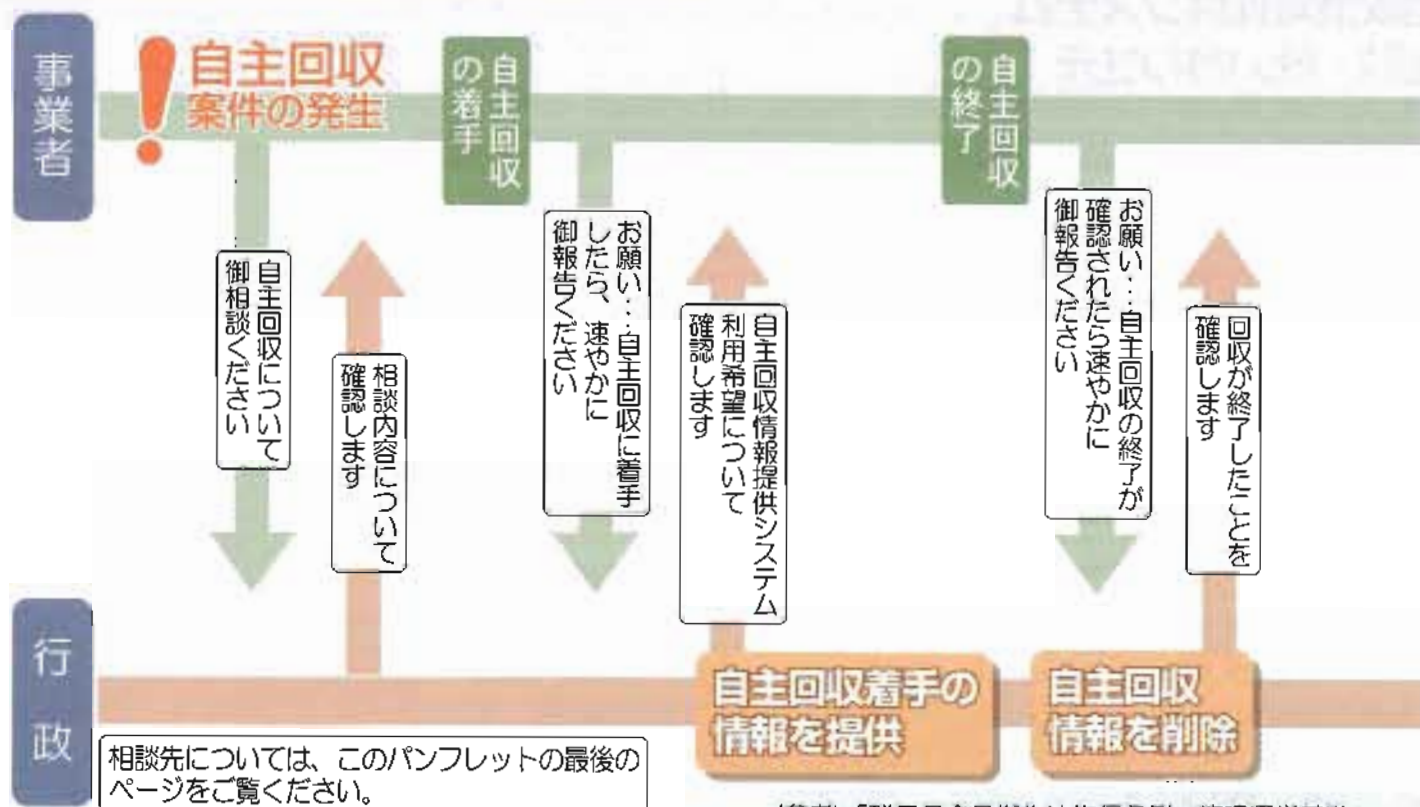
掲載先アドレス **群馬 食安全** 検索

回収情報提供ホームページ：群馬県食品安全情報センター（食品安全局ホームページ）内
<http://www.pref.gunma.jp/05/d6310046.html>

モバイル版（携帯電話用）：ぐんまの食品安全情報
<http://www.pref.gunma.jp/mobile/d6700001.html>



回収システム掲載までの手続き概要



(参考)「群馬県食品衛生法施行条例の管理運営基準（平成18年4月1日施行）」から

- 10 食品等の回収等
- (1) 製造、加工、調理又は販売を行った食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合に、問題となった食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び知事への報告等の手順を定めること。
 - (2) (略)
 - (3) 食品等の回収を行う際は、消費者への注意喚起等のため、必要に応じて当該回収に関する情報を公表するよう努めること。

掲載期間 原則として回収開始日から3か月間

ただし、①賞味期限から1か月経過したもの、②消費期限から1週間を経過したもの、③食品等の回収終了が確認されたものについては、削除となります。

携帯電話サイトのお知らせ

本システムでは、ホームページでの情報提供のほか、携帯電話サイト「ぐんまの食品安全情報」においても情報提供を行っております。

ホームページ版と同内容の情報が提供されており、携帯電話から、必要なときに必要な場所でアクセスが可能です。

右のQRコードから、ぜひご覧ください。



〇ホームページイメージ

回収情報	
回収製品名	〇〇チーズ
包装形態、ロット、期限表示、製造者等	120g 6個・箱入り 賞味期限：H17.10.28 製造者：(株)〇〇
事業者名	(株)〇〇
回収開始年月日	平成17年9月1日
回収理由	食品衛生法の規定に反して、アレルギー物質「〇〇」の表示漏れがあったため
健康面への影響	〇〇アレルギーを持った方には、アレルギー症状が発生する可能性があります。通常の方への健康の影響はありません。
回収先	(株)〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1234-5
問い合わせ先	回収方法の詳細等につきましては、上記問い合わせ先に直接ご連絡ください。
情報掲載年月日	
管轄自治体名	